

参議院内閣委員会會議録第一二二號

平成四年十二月十日(木曜日)

午後十時三十分開会

委員の異動

十二月八日

辞任 上山 和人君

補欠選任 小川 仁一君

十二月十日

辞任 高井 和伸君

補欠選任 中村 鋭一君

出席者は左のとおり。

委員長 守住 有信君  
理事 板垣 正君  
田村 秀昭君  
稲山 篤君  
喜岡 淳君

委員

石川 弘君  
永野 茂門君  
藤江 弘一君  
森山 眞弓君  
齋 正敏君  
瀬谷 英行君  
大久保直彦君  
吉田 久之君  
藤濤 弘君  
中村 鋭一君  
寺澤 芳男君

国務大臣

国務大臣 (総務庁長官) 岩崎 純三君

政府委員

国務大臣 (防衛庁長官) 宮下 創平君  
人事院総裁 弥富啓之助君  
人事院事務総局 丹羽清之助君  
管理局長 森園 幸男君  
人事院事務総局 給与局長 山崎宏一郎君  
職員局長 八木 俊道君  
総務庁長官官房 長 杉浦 力君  
総務庁人事局長 村田 直昭君  
防衛庁長官官房 長 秋山 昌廣君  
防衛庁人事局長 菅野 清君  
常任委員会専門員 菅野 清君

本日の會議に付した案件

- 一般職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 特別職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 防衛庁の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 防衛庁市ヶ谷台一号館保存に関する請願(第二号外九件)
- 人事院勧告早期完全実施に関する請願(第三二号)
- 従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願(第一一三号外六一件)
- 人事院勧告の早期完全実施に関する請願(第二四九号外三件)
- 恩給、共済年金の改善に関する請願(第四〇四号)

号)

- 旧満洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定することに関する請願(第四八五号外九件)
- 自衛隊のカンボジア派兵中止に関する請願(第五八八号外一二件)
- 朝鮮人従軍慰安婦に対する謝罪と補償に関する請願(第九二四号外九件)
- 継続調査要求に関する件

○委員長(守住有信君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。  
まず、委員の異動について御報告いたします。去る八日、上山和人君が委員を辞任され、その補欠として小川仁一君が選任されました。また、本日、高井和伸君が委員を辞任され、その補欠として中村鋭一君が選任されました。

○委員長(守住有信君) 一般職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。  
三案につきましては、去る十二月八日に質疑を終局しておりますので、これより直ちに討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。  
まず、一般職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。  
本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(守住有信君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
喜岡君から発言を求められておりますので、これを許します。喜岡君。  
○喜岡君 私は、ただいま可決されました一般職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、連合参議院及び日本新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。  
案文を朗読いたします。  
一般職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)  
政府及び人事院は、次の事項について十分配慮すべきである。  
一 人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、公務員給与の改善を速やかに実施するよう適切な措置を講ずるよう努めること。  
一 勤務時間・休暇等に関する法制整備の検討に当たっては、民間の事情、職員の福祉の増進、社会生活の多様化への対応等を踏まえ、結論を得るよう努めること。  
右決議する。  
以上でございます。  
何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(守住有信君) ただいま喜岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。  
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。  
[賛成者挙手]  
○委員長(守住有信君) 全会一致と認めます。

よって、青岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、岩崎総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。岩崎総務庁長官。

○国務大臣(岩崎純三君) ただいまの一般職の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨に沿い努力してまいりたいと存じます。

○委員長(守住有信君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(守住有信君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(守住有信君) 次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(守住有信君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(守住有信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(守住有信君) これより請願の審査を行います。

第二号防衛庁市ヶ谷台一号館保存に関する請願外百十件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元

に配布の付託請願一覧表のとおりであります。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第四八五号旧満洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定することに關する請願外九件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第三二号人事院勅告早期完全実施に関する請願外百件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上、御報告いたしましたとお決定することにより御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(守住有信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(守住有信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(守住有信君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、両件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(守住有信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(守住有信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時三十七分散会

〔参照〕

内閣委員会付託請願中採択一覧表(一〇件)  
第四八五号、第四八六号、第七一九号、第七三三号、第一〇七六号、第一〇七七号、第一〇七八号、第一〇七九号、第一〇八〇号、第一〇八一号 旧満洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関職員として追加規定することに関する請願